



エボニックサプライヤー

行動規範

Evonik. Power to create.



はじめに

エボニックグループ（以下「エボニック」）は、持続可能な発展を目指しています。企業の成功は、従業員、顧客、サプライヤー、そして一般市民との関係における相互の信頼と、責任ある公正な行動に基づいています。

エボニックが2009年に加入した**国連グローバルコンパクト (United Nations Global Compact)**¹の10原則が当社の企業責任の中核を成しています。従って当社は、影響の及ぶ範囲において、従業員の権利及び人権を支え、差別を撤廃し、環境を保護し、不正行為と戦うことに、全力を尽くします。さらに、エボニックは、多国籍企業を対象とする**経済協力開発機構 (OECD)**²のガイドラインに違反する行動を容認しません。このガイドラインは、OECD加盟国およびその他の国の政府により、責任ある企業行動を確かなものにするために、多国籍企業に対し勧告されているものです。エボニックは、化学工業における「レスポンシブル・ケア世界憲章」³の共同署名者です。従って、当社は、健康・安全・環境保護、およびプロダクト・スチュワードシップに関わる努力を継続的に改善することに全力を尽くします。エボニックは、「**econsense – ドイツ経済の持続可能な発展のためのフォーラム**」⁴、および「**持続可能な開発のための世界経済人会議 (WBCSD)**」⁵のメンバーです。

エボニックはサプライヤーに対し、これらの行動指針を共有し、従業員、ビジネスパートナー、社会、環境に対し責任を負うことを**要望**します。サプライヤーは、国連グローバルコンパクト、OECDガイドライン、および国際労働機関 (ILO) の基準により作成・確立された、広く一般に認められた最低基準を遵守することも**要望**されます。

エボニックは、**サプライヤーの選定および評価**において、製品・サービスの供給におけるこれらの指針の遵守を監視し、その実践状況を査定します。サプライヤーがこれらの指針に適合しない場合、エボニックは取引関係の成立または継続の必要条件として、体系的なマネジメント・プロセスに従って、不備を是正する対策を講じることを、サプライヤーに**要望**します。エボニックは、バリュー・チェーンにおいて、サプライヤーとともに本行動規範に提示された基準を確実に遵守することを目的として、自社のサプライヤーに本行動規範を提供します。これを通じて、確実に企業責任を果たし、サステナビリティを推進するための要件を遵守できるようにします。上記を踏まえて、エボニックは、サプライヤーに対し、自社の川上のサプライヤーによるこれらの基準の遵守にも取り組むことを**要望**します。

¹ www.unglobalcompact.org

² www.oecd.org

³ www.icca-chem.org/Global/Initiatives/RC_GlobalCharter2006%5b1%5d.pdf> (English) or under <www.vci.de/Themen/Umwelt-Sicherheit/Responsible-Care/Seiten/Responsible-Care-Global-Charter-auf-Deutsch.aspx> (German)

⁴ www.econsense.de.

⁵ www.wbcd.org.

1. 業務上の行動

法令の遵守

サプライヤーには、適用法令、自社の企業ガイドラインおよび義務を遵守することが要望されます。

不正行為との戦い

能動的または受動的贈収賄（未遂を含めて）は、いかなる形においても禁止されます。サプライヤーは、エボニックの従業員に金品を贈らない、贈ろうとしないことが要望されます。その他の利益、特に招待については、原則として制限が求められます。これらは過度であってはならず、決して当該サプライヤーまたは第三者との取引関係におけるエボニックの従業員の決断に影響を与えるものであってはなりません。

独占禁止法

サプライヤーには、適用される独占禁止法に従った行動が要望されます。

守秘義務およびデータ保護

サプライヤーには、秘密情報およびデータを慎重かつ適切に使用・保護し、適用される注文を実行する目的においてのみ使用することが要望されます。データおよび情報は、必要な範囲のみに公開できます。疑義があるときには、問い合わせを行わなければなりません。サプライヤーは、随時改正されるデータ保護に関する適用法令を遵守します。サプライヤーは、かかるデータまたは情報に接触する全従業員に、関連するデータ保護法令に準じた適切なトレーニングを提供し、当該従業員に対し、データおよび情報の秘密保持を要求します。コンプライアンスの申告は、要請に応じエボニックまたは同社のデータ保護コーディネーターに提出されなければなりません。

2. 相互の行動

雇用の自主性

あらゆる強制労働は排除されなければなりません。

児童保護

サプライヤーは、あらゆる種類の児童労働を禁じなければなりません。児童労働の定義には、国際連合の規制、または現地の適用法令の定義の、どちらかより厳しい定義が適用されるべきです。

機会均等と多様性

機会均等および平等な取扱は、当社のサプライヤーの企業方針の不可欠な要素であることが要望されます。全ての人は、その文化、性別、国籍、出自に関わらず、敬意を持って扱われるべきです。

不当差別禁止

従業員は、人種、肌の色、性別、年齢、障害の有無、社会的出自、民主主義の原則および異なる意見に対する寛容性に基づく範囲の政治的意見により差別されるべきではありません。

従業員の待遇

当社はサプライヤーに対し、尊厳と敬意を持って従業員に接することを要望します。サプライヤーは確実に、従業員が身体的、性的、心理的、言語的ハラスメントのない環境で仕事ができるようにするべきです。

団結権

サプライヤーには、自社の従業員に、労働組合および労働者代表の結成・加入またはその検討を行い、団体交渉に携わる基本的権利を認めることが要望されます。団結権や団体交渉権が法律により制限されている場合、サプライヤーは自社の全従業員と連携する適切な代替手段を提供することができます。従業員の代表は差別を受けてはならず、職場に立ち入る権利を保証されなければなりません。

賃金および社会保障

サプライヤーには、従業員に報酬を支払い、適切な生活水準については、適用される国の法定最低基準または当該産業の最低基準に相当する社会保障を提供することが要望されます。

労働時間

サプライヤーには、従業員の労働時間に関する適用法および規制を遵守することが要望されます。

スキルトレーニングおよび資格

サプライヤーは、適切なスキルトレーニングおよび継続的な教育により、従業員のあらゆるレベルの専門的スキルの開発強化を支援することが要望されます。

3. 環境、安全、健康、品質

品質要件

品質は将来に影響を与えます。そのため、サプライヤーには、品質、健康保護、安全性、環境保護に関する適用法令の遵守が望まれます。必要なすべての許可、免許、登録を取得し、保持しなければなりません。企業の責務および報告義務は果たされなければなりません。

製品の安全性

各国のすべての法律および法的要件、規制上の要件を遵守しなければなりません。関連文書（製品情報、安全性データシート、届出・登録確認、用途、暴露シナリオなど）は、エポニックの要請に応じて提出されなければなりません。エポニックが開示した情報は、適用文書に記載されなければなりません。サプライヤーには、製品の配送またはサービス提供に先立ち、必要なすべての製品情報、特に、組成物および保存可能期間に関する情報（安全性データシート、処理に関する指示、表示義務、組立指示、労働安全対策など）を、その修正も含め、時宜に即してエポニックに提供することが義務付けられます。

サプライチェーン

当社はサプライヤーに、自社の製品の安全かつ環境保全型の開発・生産を要望します。パッケージング、輸送、処分においても同様とします。

職場の安全衛生

サプライヤーには、従業員に対し、安全な職場環境と積極的な労働衛生対策を提供することが要望されます。勤務中あるいは勤務に関連して起こり得る事故や健康被害を防止すべく、必要な対策を講じなければなりません。当社内で作業するサービスプロバイダーやコントラクターには、当社の安全プログラムへの積極的な参加が要望されます。

動物保護

該当する場合、サプライヤーには動物実験を最小限に抑えることが要望されます。可能であれば、科学的かつ一般的に認められた代替手段が用いられるべきです。

企業責任

生命と環境の保護は、エポニックの企業方針の一部です。サプライヤーには、資源（例：水、エネルギー資源、原材料）の慎重な選定と節約が望まれます。サプライヤーの環境および安全意識は、サプライヤーの選定および評価において考慮されます。サプライヤーと当社の良好な協力関係は、その大部分が透明性、信頼性、公平性から生まれる信用に基づいています。

4. 基準および要件の実践

サプライヤーによるこれらの指針の実践および遵守は、同等の基準を含む自社の行動規範または企業方針により、明示できます。サプライヤーがこのような基準を持たない場合、本行動規範の遵守が要望されます。エボニックは、サプライヤーによるこれらの基準の実践および遵守を評価する権利を有します。

評価は以下の段階を踏んで行われます。

- 自己申告
- 第三者によるアセスメント
- 証明書・報告書
- 個別の問題に関する現地監査

サプライヤーには、品質保証体制(例:ISO 9001 および/またはISO 14001への適合など)の維持が要望されます。サプライヤーは、当該規格に適合するための、リスクを織り込んだ指針および対策を確立し、規格の実践を適切に監視しなければなりません。サプライヤーは、不履行が確認された場合速やかに改善し、導入された対応策の評価を行うべきです。



EVONIK
INDUSTRIES

Evonik Industries AG
Rellinghauser Straße 1-11
45128 Essen
www.evonik.com